

株式会社の会計主体 (3)

内 川 菊 義

- I は し が き
- II 会計主体概念の内容 (以上, 本誌, 第17巻第5号)
- III アメリカにおけるエンティティ論の展開 (本誌, 第17巻第6号)
- IV わが国における企業主体論および企業体理論の展開 (以下本号)
- V 機能資本家理論の主張

IV わが国における企業主体理論および企業体理論の展開

1 さて第2節でも述べたように、わが国において論ぜられている会計主体の概念については、かならずしも諸学者によって意見の一致がみられているわけではなく、一方においては、会計を行なうものあるいは会計処理上の判断の中心となる人は誰かという人格的意味に解釈される場合と、他方においては、会計の対象あるいは会計の立脚点ないし会計的判断の中心点はなにかという非人格的意味に解釈される場合との、二つの異なった見解が存在する。しかしながら後者の会計の立脚点あるいは会計的判断の中心点となりうるものは、じつは資本主という人格者であるか、もしくは資本主にかわる人格的意味を有するものと解釈されることになるから、この後者の非人格的意味の会計主体になりうるものは、けっきょく、前者の人格的意味の会計主体そのものであって、それ以外のものではありえない

こととなり、したがって会計主体の概念については、これを非人格の意味に解釈する見解が存在するにもかかわらず、これを人格の意味に解釈して、企業における会計活動の主体は誰かという観点からその論を進めたとしても、けっしてそれは前者の非人格的な見解とは別個の会計主体を論じていることにはならないと考える。

そこでかかる観点にたつて、現在の株式会社形態をとる大規模企業における会計主体について考察してみると、かかる大規模企業の株式会社においては、もはや個人企業の場合に見られたような、資本主（すなわち株主、より正確には株主全員）が会計主体であるという資本主理論を支持している学者はまったく存在せず、ほとんどすべての学者が、資本主からは独立した別個のエンティティすなわち「企業それ自体」が会計主体であるという企業主体理論を支持している。しかしながらこの資本主からは独立した別個の「企業それ自体」という場合の、かかる「企業それ自体」の意味内容に関する各学者の見解はかならずしも統一されているわけではなく、各学者によってそれぞれ異なった意見が表明されている。

たとえば丹波教授は「ここで……注意されねばならないことは、企業会計は出資者（株主）への報告を予定するといっても、企業会計の主体はあくまでエンティティそのものであることには変りがないということであり、そのことから直ちに企業会計の主体を出資者と考えたり、あるいは（株式会社）企業は株主の集合体であると考えられてはならないということである」とされて、「株主グループとは別個・独立の企業体そのものを企業会計の主体と¹考えて」おられるのである。しかしながらこの場合の企業体そのものを、資本主理論のもとにおける資本主と比較してみると、両者はなるほど企業会計の主体として同一にとらえられてはいるけれども、しかし後者の資本主は、自分のために自分自身の立場にたつて会計を行なっ

1 丹波康太郎「資本会計と会計主体論」『会計』第76巻第3号、19—20ページ。

ており、したがってこの場合の企業資本および利益は、じつは資本主がみ
 ずから出資した資本でありまた資本主自身に帰属する利益であることにな
 るのにたいし、前者の企業体そのものは、けっして自分のために自分自身
 の立場にたつて会計を行なっているのではなく、他人のためにすなわち
 「出資者（株主）への報告を予定」して、「出資者の見地」にたつて会計を
 行なっており、したがってこの場合の企業資本および利益は、企業体その
 ものの資本および利益ではなくして、資本主理論のもとにおけるそれと同
 じように、「利益は出資者（株主）に割当てうる利益をいうのであり、また
 この利益概念に照応して資本は……いわゆる自己資本に限定される²」とい
 う、じつは資本主がみずから出資した資本でありまた資本主自身に帰属す
 る利益であることになっている。

したがってこの場合の企業体そのものと資本主理論のもとにおける資本
 主とは、等しく企業会計の主体であるといっても、後者は自分のために会
 計を行なっている主体であるのにたいし、前者は自分のためではなく他人
 のために会計を行なっている主体であることとなって、両者の会計主体と
 してのはたす役割はけっして同一のものではなく、それぞれ異なったもの
 となっている。のみならず、このように企業体そのものは、じつは自分の
 ためではなく、他人のためにすなわち「出資者（株主）への報告を予定」し
 て会計を行なっているにもかかわらず、それが株主グループとは別個・独
 立の存在であるという理由をもって、この企業体そのものを企業会計の主
 体であるといわれるのであれば、前節のハズバンド教授の見解に関連して
 も述べているように、資本主理論が最も妥当するところの個人企業のもと
 においても、資本主がみずから会計を行なわずに従業員をして会計を行な
 わしめている場合には、この従業員は企業体そのものと同様に資本主とは
 別個・独立の存在であつて、しかも彼は企業体そのものと同様に他人のた

2 同書、20ページ。

めにすなわち出資者への報告を予定して会計を行なっているのであるから、この企業体そのものを会計主体と考える同じ思考方法によって、かかる場合には、資本主ではなく、従業員が会計主体であるとも可能になりはしないか、という疑問が生じてくるのである。

2 ところで右に述べたように、丹波教授は、株主グループとは別個・独立のエンティティを、もっぱら出資者(株主)への報告を予定して会計を行なうもの、という意味においてとらえておられるのであるが、しかし高松教授は、たとえば「近年における経済の発展や、株式会社制度の高度の発展につれて、エンティティをたんに株主から分離した組織体とか、資本主の集合体としてのみでは、じゅうぶん³に説明できなくなった。むしろエンティティは、これを社会的制度として理解するようになってきた³」として、この株主のほか⁴に、さらに従業員、債権者、顧客、政府などをも含むすべての利害者集団との関係において、このエンティティの存在を考察しよう⁴とされ、つぎのように論じておられる。

「すなわち企業体は、それをとりまく種々の利害者集団、たとえば、株主・従業員・債権者・顧客・政府など、とのいわゆる社会関係において存在するものであり、継続的に運営されてゆくところの、いわばパブリックによって組織化された一つの社会的制度なのである。企業体は、これら多くの利害者集団の意思決定の中心(decision-making center)であり、これら利害者集団から委託されて経営目的を達成しなければならないという社会的責任を負うのである。しかもこの社会的責任を遂行するために、企業体はそれ自身の権利をもつものである。このような意味から、企業体は社会的制度であるといわれる⁴」。

高松教授のこの論述は、アメリカのスワーネン教授の所説すなわち企

3 高松和男『持分会計』, 17ページ。

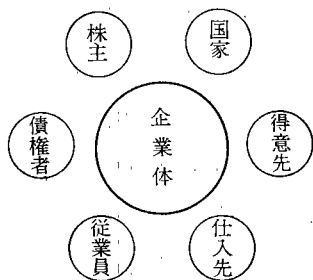
4 同書, 25—26ページ。

業体理論を発展的に継承されたものであって、かなり多くの学者によって支持されているように見うけられる。しかしながらわたくしは、教授のこの論述にたいしては、つぎのような疑問をいただいているのである。

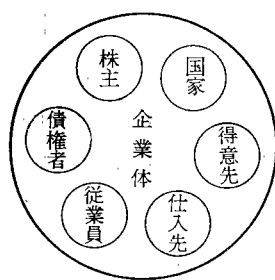
すなわちまず第一は、教授は、右の論述のなかで、一方においては、「企業体は、それをとりまく種々の利害者集団……とのいわゆる社会関係において存在する」と述べられるとともに、他方においては、企業体は「いわばパブリックによって組織化された一つの社会的制度なのである」(傍点筆者)と述べておられるが、しかしこの二つの命題における企業体は、量的にはたして同一の大きさのものであるだろうか、という疑問である。

前者の命題は、教授によって、さらに「企業体をとりまくすべての利害者集団は、取引関係をつうじて企業体に給付を提供し、その反面、対価の支払をうけ、またそれにとたいする請求権を取得する⁵」ともいいかえられており、したがってこれらの命題によると、企業体と利害者集団との関係は、第1図に示すように、企業体を中心として利害者集団がそのまわりに存在するもの、となっているように見うけられる。

第 1 図



第 2 図



ところがこれにたいして、後者の命題は、教授によれば、さらに「ここにいう企業体とは、企業体に関与するすべての利害者集団をもって組織された社会制度として理解される⁶」ともいわれており、したがってこれらの

5 同書, 29ページ。

6 同書, 40ページ。

命題によると、企業体と利害者集団との関係は、第2図に示すように、企業体がすべての利害者集団をそのなかに包摂してしまうもの、となっているように見うけられる。

そこで前者の命題における企業体と後者の命題における企業体とは、利害者集団をそのまわりに存在せしめるか、あるいはそのなかに包摂してしまうかによって異なっており、けっして同一のものとみることはできないように思われるが、教授の意図せられる企業体とは、はたしてこの両者のうちのいずれであるのだろうか。もっとも前後の文脈からみると、教授は、おそらく前者ではなく後者の企業体を考えておられるのではないかと推察されるし、また日本会計研究学会第24回大会統一論題第2部会におけるわたくしの質問にたいして、教授自身、「私は、その企業体の本質についての考え方にかんしては、……アメリカの制度理論の考え方、すなわち利害者集団によって組織化された一つの社会制度として考えるものであります⁷」と答えられて、後者の意味の企業体であることを明言しておられる。

しかしながらこの場合の企業体の性格が、もしも後者の意味であるとするならば、教授が、他方において、「企業体は……資本主とは明確に別個の社会的存在であると規定される。この社会的制度としての企業体にたいしては、企業体を取りまく種々の利害者集団が持分を有する⁸」が、しかし「この場合、注意しなければならないことは、持分のなかには、いかなる利害者集団にも直接にただちに帰属しない持分部分があるということである⁹」とされて、各種の利害者集団の持分のほかに、さらに企業体持分の存在することを強調される場合、その性格について、たとえば「このような企業体持分は、それ自身、すでに過去において利害者集団の利害が調整さ

7 「木村重義座長円卓討論，資産評価と評価性引当金に関する諸問題」『会計』第88巻第4号，135ページ。

8 高松和男，前掲書，17ページ。

9 同書，35ページ。

れた結果として、すなわち、他の利害者集団に価値配分が行なわれた結果として、企業体に残されたものである」とか、あるいは「企業体理論における留保利益の概念は、株主への配当、政府への税金などを控除した、純粋に企業体が生みだし、企業体自身に帰属する持分部分であるところに、その特徴がみられる¹⁰」と述べられるよりは、むしろ阪本教授あるいは番場教授にしたがって、「企業体持分を帰属未決定の持分と規定する。すなわち、企業の経営活動の結果により形成された価値増殖分は、いずれは処分されて、それぞれの利害者集団に帰属するにいたる。それまでの間は、帰属未決定な持分として一時的に企業体持分として認識される¹¹」と述べられるか、もしくは率直に各種の利害者集団の共有的持分として表示される方が、この企業体持分の性格をより明確に説明されることになるのではないかと考えられる。

というのは、教授のいわれる企業体の性格が、もしもすべての利害者集団によって組織されたものであるならば、それはむしろ全利害者集団をそのなかに包摂する存在であって、けっして、たとえば株主が従業員から、あるいは顧客が債権者からそれぞれ独立して存在するというような意味において、企業体が各種の利害者集団から独立し、あるいはそれに対立ないし競合した別個の存在となりうることはないのであるから、この場合の企業体持分は、むしろこの企業体持分を構成する各種の利害者集団の共有的持分となるか、もしくは各種の利害者集団へ分配される前の帰属未決定な持分部分をあらわすこととなって、けっして「企業体持分の本質は、他のすべての利害者集団に帰属しない部分として理解しなければならぬ¹²」といいきってしまうことはできないと考えられる。にもかかわらず、教授の

10 同書、135ページ。

11 同書、22ページ。

12 同書、35ページ。

右の論述における「企業体持分は……他の利害者集団に価値配分が行なわれた結果として、企業体に残されたものである」とか、あるいは「純粹に企業体が生みだし、企業体自身に帰属する持分部分である」という説明は、むしろ企業体が各種の利害者集団から独立し、あるいはそれに対立した別個の存在であって、これらの各利害者集団に帰属する持分とは別個の企業それ自体に帰属する持分をもっているという意味にのみ受け取られて、けっして企業体が各種の利害者集団から組織された存在であって、企業体持分とは、じつはこれらの各利害者集団の共同持分に属するものであって、たとえば彼らに分配される前のいわば帰属未決定の部分であるというような意味を少しもあらわすものとなっていないからである。

のみならず企業体の性格が、もしも右のように各種の利害者集団から組織されたものであるとするならば、教授が「給付価値の生産とその配分という二面において観察」しようとしておられる利潤概念は、この場合には、企業体の構成員すなわち利害者集団によって生産し実現された給付価値の全部が、彼らにたいして分配されずに、その一部が留保されることになった場合の、その留保部分をさすものとなるから、それは、けっして教授のいわれるように、「すべての利害者集団にたいして価値配分が行なわれた結果¹³」として留保されたのではなく、むしろ逆に価値配分が行なわれなかった結果として留保されたものであること、いいかえれば企業体の構成員すなわち利害者集団によって生産し実現された給付価値は、その部分が、この企業体の構成員すなわち利害者集団へ配分されてしまうと、すなわち企業体の利潤がゼロであるとき、各利害者集団の利害は完全に調整されることになるのであって、かならずしも教授のいわれるように「すでに過去において利害者集団の利害が調整された結果として」、企業体の利潤が生ずるものではない、ということになると考えられる。

13 同 書, 135ページ。

つぎに第二は、教授は、右の論述のなかで、一方においては、「企業体は……これら利害者集団から委託されて経営目的を達成しなければならないという社会的責任を負うのである」と述べられるとともに、他方においては、「この社会的責任を遂行するために、企業体はそれ自身の権利をもつものである」(傍点筆者)と述べておられるが、しかしこの二つの命題における企業体は、質的にはたして同一内容のものでありうるだろうか、という疑問である。

前者の命題によるときは、企業体の経営は利害者集団から委託されたものであって、けっして企業それ自体の独自のものではない。したがって企業体は、その経営を利害者集団の意図に反して行なうことはできず、かならずその意図にしたがって行なわなければならない。とするならば、この場合の企業体は、あくまで利害者集団から委託をうけた受託者ないしはその代理人として行動しなければならず、したがってそれは、ちょうど代理人企業説のもとにおける企業が、株主から委託をうけて、株主の意図にしたがって、その受託者ないし代理人として行動する場合の、その企業の性格とはたしてどれほどの違いが存在するであろうか。もっとも代理人企業説のもとでは、委託者は単に株主のみであったのが、この場合には、委託者は企業体に関与するすべての利害者集団である、という違いは存在するであろうけれども。

しかしながら教授によれば、この委託者が単に株主のみであるか、あるいは企業体に関与するすべての利害者集団であるかという違いは、「じつはこの点にこそ、企業体理論と資本主理論(教授は代理人企業説を資本主理論の一系統に属するものとみておられる一筆者注)との根本的なちがいがあるのである。したがって、これは単なるちがいではなく、このちがいが根本的に異なる二つの会計理論を成立せしめるのである」と主張せられている。

なるほど、委託者が単に株主のみであった場合には、企業体はもっぱら株主の利益のみを考慮に入れて行動すればよいのであるから、この場合には、企業体は単に株主の個人的利益を追求するための代理機関にすぎないというるのであろう。しかしながら委託者が、もしも企業体に関与するすべての利害者集団であるという場合には、企業体はもはや株主のみの利益を考慮に入れて行動することはできず、すべての利害者集団の利益を考慮に入れて行動しなければならないのであるから、この場合には、企業体は各利害者集団の利害が相互に競合する場合においては、これらの利害者集団の利益の調整をはかる、いかえれば「これらの利害関係者の何れの一つでも、企業体はその経済的機能（消費者に対する有用なる給付の提供）の遂行に貢献するために必要とした限度以上に請求権を得ないようにする¹⁵」という、あらたな社会的責任を負うことになるというのである。

したがって教授が、右の主張のなかで「根本的なちがいがあがある」といっておられるのは、おそらくこのことをさしておられるものと推察されるのであるが、しかしこのように、企業体が、各利害者集団の利益の調整をはかるという社会的責任を、あらたに負うにいたるとすることは、なにも委託者が単に株主のみである場合には、企業体の性格は、単なる受託者ないし代理機関としての性格であったものが、受託者が企業体に関与するすべての利害者集団となった場合には、企業体の性格は、もはや単なる受託者ないし代理機関としての性格ではなく、委託者である利害者集団から独立した別個の存在、たとえば株主が従業員から、あるいは顧客が債権者から、それぞれ独立して存在し、それ自身の権利と自由をもつ、というのと同じ性格のものになるということを意味するものではない。

というのは、それぞれの利害を異にする各利害者集団から委託されて経営目的を達成しなければならない企業体にとっては、各利害者集団の利益

15 阪本安一「企業体理論と企業体持分」『企業会計』第12巻第9号、37ページ。

の調整をはかるといふことは、企業体はその経営目的を達成して、利害者集団全体の利益の達成をはかるといふためには、当然にとらねばならない経済的機能であつて(しかしながら企業体の経営目的が、はたして利害者集団から委託されたものであるかどうかということについては、さらに吟味を要することであるように思われる)、企業体は、その経済的機能をはたしたからといつて、その性格が、利害者集団から委託をうけた受託者の性格をはなれて、たとえば各利害者集団がそれぞれ独自の利益と権利をもつと同じような意味において、それ自身に属する利益と権利をもち、したがつて企業体の存在が各利害者集団からは独立した別個の、それらに対立する存在となつたり、あるいは同じことではあるが、企業体が、各利害者集団に属する利益と権利に対立し、あるいは競合するところの、それ自身に属する独自の利益と権利をもつようになる、といふことはけつしてありえないからである。

ところで他方、後者の命題によるときは、企業体は「それ自身の権利をもつ」ものであることが主張されている。したがつてこの「それ自身の権利をもつ」といふ意味が、もしも前述のように、たとえば株主が従業員から、あるいは顧客が債権者から、それぞれ独立して存在し、それ自身の権利をもち、したがつて他の利害者集団の意図に反しても、それ自身の独自の行動をとりうる自由をもつ、といふのと同じ意味であるならば、この場合の企業体は、まさに各利害者集団からは独立した別個の、それらに対立する存在となり、したがつて各利害者集団に属する利益と権利に対立し、あるいは競合するところの、それ自身に属する独自の利益と権利をもつものとならざるをえないから、この場合の企業体と前者の命題における企業体とは、その性質をまったく異にする結果となるように考えられる。

しかしながら教授が、ここで「企業体はそれ自身の権利をもつ」といふておられるのは、じつはそれを無条件にいふておられるのではなく(もし

もそれを無条件にいつておられるのであるならば、企業体の性格は、まさしく右に述べたような意味に解されねばならないであろう)、社会的責任、すなわち利害者集団から委託されて経営目的を達成しなければならないという社会的責任を遂行するために、という限定を付してそういつておられるのである。

したがって右の限定を考慮に入れるならば、企業体がそれ自身の権利をもつといつても、それは、単に利害者集団から委託された経営目的を達成するに必要なかぎりにおいてなのであるから、この場合の「それ自身の権利をもつ」という意味は、前に述べたような、企業体が各利害者集団からは独立した別個の、それらに対立する存在として、それ自身に属する独自の利益と権利をもつ、という意味ではなくして、利害者集団から委託された経営目的を達成しようとするに際して、もしも各利害者集団の利益が相互に競合し、対立する場合においては、企業体は、各利害者集団の個別的な意図に反しても、全利害者集団の利益のために、各利害者集団間の利益の調整をはかることのできる権利と自由をもつ、という意味にならざるをえないように考えられる。

とするならば、この場合の企業体がかもつ権利といつのは、単に企業体が、利害者集団から委託をうけて受託者、したがってその代理人としての責任を完全に遂行するために必要なかぎりにおいて、行使しうる権利であるにすぎないから、そのかぎりにおいては、この「それ自身の権利をもつ」ということは、なにも企業体の性格が利害者集団から委託をうけた受託者、あるいはその代理人であるということを否定するものとはなりえないように考えられる。いいかえれば教授が、いかに「企業体はそれ自身の権利をもつ」ということを強調されたとしても、教授が、他方において「企業体は……パブリックによって組織化された一つの社会的制度である」として、企業体の社会的責任を強調されればされるほど、この企業体のかもつそれ自身の権利はきわめて限定されたものとなるから、その限定さ

れるに依じて、企業体が各利害者集団からは区別された別個の存在である；ということをも主張される意義もそれだけ減少してくるようになる。

かくして前者の命題における利害者集団から委託をうけた企業体と、後者の命題におけるそれ自身の権利をもつ企業体とは、質的にまったく異なるものであるか、もしくはこの両者が質的に異ならぬとするならば、それは、企業体が各利害者集団から独立した別個の存在である、という主張と矛盾する結果になるのではないかと考えられるのである。

3 さて、つぎに右の高松教授と同じように、社会的制度としての企業体の存在を認められて、この企業体をもって会計主体であるとされる阪本教授の見解について考察してみると、教授は、前にも少しく引用したように、ヴァッター教授の資金理論を批評されるに際して、会計主体の概念にたいする自己の積極的な見解を、「われわれは会計主体を会計処理上の判断の中心となるものとして理解するが故に、ここに人格の要素が混入することは避けられないのである。しかしわれわれは特定の人格者例えば所有主の如きものを主体とみるのではない。また企業に対して利害関係をもつ人々から完全に分離し独立し、全くこれらと無関係な実体を仮定するものでもない。すべての利害関係者と密接な関連を保ちながら、むしろ利害関係者の構成する経済関係の上に立って、これらの利害を調整するもの立つ見地、これを会計主体とみるのである。われわれのいう企業体の立場がこれである¹⁶」と述べられるとともに、さらにこの企業体の意味については、「この場合、企業体は社会的制度としての企業体であり、それは企業をとりまく各種利害関係者の利害調整の場であると見られるものである¹⁷」とか、あるいは「われわれが今日いわゆる企業体理論において採用する企

16 阪本安一、前掲書、171—172ページ。

17 同書、35ページ。

業体の概念は、代理人企業でもなければいわゆる独立企業体でもない。それは企業をとりまく利害関係者たる株主・債権者・従業員・取引先・国家などの間に現実¹⁸に成立する経済関係を意味する。企業体の性質を上述のように理解するときは、企業体は企業のもつ資産・負債・資本を中心とする利害関係者の結合関係を意味するものとなる。この場合、株主・債権者・従業員・取引先などのすべての利害関係者は企業体の構成要素と考えられる。そして企業そのものを包括的に所有する所有主というものは存在し得ないことになるであろう¹⁸という説明を与えておられる。

したがって教授のこの説明について考えられることは、教授は、一方において、会計主体には「人格的要素が混入することは避けられない」として、これを人格の意味に解釈されたうえで、企業の会計主体は企業体そのものであるとっておられながら、他方において、この企業体については「それは企業をとりまく各種利害関係者の利害調整の場である」とか、あるいは「企業をとりまく利害関係者……の間に現実¹⁸に成立する経済関係」もしくはそれ「の結合関係を意味するもの」として、これを非人格の意味において説明されるのは、なぜであろうかということである。もしも教授のいわれるように、企業体が各利害関係者の利害調整の場であり、またそれが各利害関係者のあいだに成立する経済関係もしくはその結合関係を意味するものであるならば、それは、むしろ人格的な意味の会計主体というよりは、非人格的な意味の会計単位あるいは会計の行なわれる領域としてとらえられるべきではないか、というように考えられる。いいかえればもしも教授のいわれるように、会計主体が人格的な意味で会計処理上の判断の中心となるもの（すなわち物ではなく者という意味）であるならば、この場合の会計主体は、かかる利害調整の場とか、あるいは経済関係もしくは結合関係を意味するところの非人格的な企業体そのものではなくして、む

18 同書、108ページ。

しろかかる場において経済関係もしくは結合関係を取り結ぶところの、企業体の構成要素である人格的な株主、債権者、従業員、取引先などの全利害関係者もしくはそのなかのある者が会計主体であらねばならぬと考えられる。げんに教授ご自身、前にも引用したように、ヴァッター教授を批判されて、「企業資金そのものは会計主体となるものではなくて、企業資金を支配し、その背後にあるものすなわち支配的経営者が会計の主体となるものであり、彼らは所有者、債権者、従業員、徴税当局などの中間に立って、それぞれの利害の調整に当るものと考えられるのである¹⁹」として、企業の一利害関係者である経営者をもって会計主体であると明言しておられるのである。

したがってこの論述にしたがうと、教授は、企業の会計主体を、一方においては、各利害関係者の利害調整の場あるいは各利害関係者のあいだに成立する経済関係もしくはその結合関係としての企業体という意味にとらえられるとともに、他方においては、企業資金を支配しその背後にある支配的経営者という意味にとらえられているように見受けられる。そこでつきには、この企業体と経営者との両者の関係について、教授はいかに考えておられるのかということが疑問となってくるのであるが、教授は、この両者の関係については、たとえば「企業会計は、それが企業体そのものの立場あるいは企業体を取りまく各種利害関係者の利害を調整する者としての企業体あるいはその一機関としての経営者の立場に立って行なわれ²⁰る」というように、経営者を企業体の一機関であるとしてとらえられている。

もっともこの説明においては、企業体は「各種利害関係者の利害を調整する者」として人格的意味にとらえられているので、教授が、さきに企業

19 同書、173ページ。

20 同書、52ページ。

体を「各種利害関係者の利害調整の場」あるいはそのあいだに成立する経済関係もしくは結合関係として、非人格的意味にとらえられている場合の企業体の説明と、この場合の企業体の説明とは、単なる言い回し上の違いを示すにすぎないのか、あるいは実質上の違いをも示すものであるのかということについて疑問を生ぜしめる。というのは教授のいわれる企業体が、もしも人格的意味のものであるならば、それは各利害関係者の利害の調整をみずから行なうことができるのにたいして、もしもそれが非人格的意味のものであるならば、それは単に利害調整の行なわれる場所あるいはその領域を示すにすぎないのであって、利害調整そのものはかかる企業体とは別個の人格者がそれを行なうことにならざるをえないように考えられるからである。が、しかしこのことはいましばらくおくとして、それよりもむしろ、教授のいわれる「企業体の一機関としての経営者」という説明について考察してみると、経営者がもしもこのように企業体の一機関であるならば、経営者が会計主体であるということは、けっきょくそれを一機関とする企業体が会計主体であるということになるのであるから、教授が会計主体を一方においては企業体であるといい、他方においては経営者であるといっておられるのは、けっして異質のことがらをいっておられるのではなく、けっきょくは同一のことがらをいっておられるものとして受け取らねばならないように考える。

しかしながらそれと同時に、経営者は、他の株主、債権者、従業員、取引先などの各利害関係者と同様に、企業体の一構成要素と考えられるのであるから、この経営者がもしも右のように企業体の一機関であるならば、この経営者と同じように企業体の一構成要素である、他の株主、債権者、従業員、取引先などの各利害関係者も、同様に企業体の一機関（したがってまた企業の会計主体）として考えることはできないのか、という疑問が生じてくるのである。いいかえれば教授が、もしも同じく企業体を構成する

各利害関係者のうちから、単に経営者のみを企業体の一機関としてとらえられ、他の利害関係者をそれから除外せしめられるのであるならば、その除外せしめられる理由はいったい何であろうか、という疑問が生じてくるのである。

もっとも経営者以外の他の株主、債権者、従業員、取引先などの各利害関係者は、同じく企業体の一構成要素であると考えられるとしても、彼らは、たとえば株主と取引先とが、あるいは債権者と従業員とが、直接的に経済関係あるいは結合関係を取り結ぶということではなく、すべて彼らは、直接的には、経営者と経済関係あるいは結合関係を取り結ぶのであるから、彼ら相互の関係は単に経営者を通ずる間接的なものとなっている。したがって教授が、前にも引用したように「支配的経営者が会計の主体となるものであり、彼らは所有主、債権者、従業員、徴税当局などの中間に立ってそれぞれの利害の調整に当るものと考えられるのである」と述べておられることは、経営者のみが企業体の一機関として会計主体となり、他の各利害関係者がそれから除外せしめられる理由を明確に述べておられるとも考えられるのである。

しかしながら、もしも右のように経営者以外の各利害関係者は、彼ら相互のあいだでは直接的に経済関係を取り結ぶことがなく、もっぱら経営者のみが彼らの中間にあって、彼らと直接的に経済関係を取り結んでおり、したがって経営者のみが企業体を代表して彼ら相互のあいだの利害を調整しうる地位にあるものであるならば、かかる地位にある経営者を選ぶ権利は、この企業体を構成する各利害関係者が平等にもってなければならぬはずであるが、しかし現実には、周知のように、経営者（とくに支配的経営者）はもっぱら株主総会によって選任されており、したがって株主以外の債権者、従業員、取引先などの各利害関係者は、この経営者を選任する権利をまったくもたないのである。しかも株主総会における経営者の選任

は、すでに第1章でも明らかにしたように、出資額に比例して行なわれるのであるから、同じ株主であっても、株式数の過半数もしくは議決権の多数を制しうるだけの株式数を所有する大株主は、自己の意思どおりに経営者を選任しうるのにたいし、それにみたない株式数を所有するにすぎない一般の株主は、大株主の意思に対抗して自己の意思どおりに経営者を選任するということとはできず、けっきょく大株主の意思にしたがわざるをえないものとなっている。とするならば、経営者は、たとえ教授のいわれるように「彼の独自の判断によってそれぞれの利害の調整に当ることができ²¹る」としても、それは、経営者を選任することのできない一般株主、債権者、従業員、取引先などの各利害関係者にたいする関係においてのみいいうることであって、経営者を選任しうる大株主との関係においては、けっしていいうることではないように考えられる。もしも経営者が大株主の利益に反してあるいはそれを無視して利害調整を行なおうとするならば、大株主はただちに経営者を解任するであろうからである。

ところがこの場合、もしも経営者がかかる大株主にたいしても、「彼の独自の判断によってそれぞれの利害の調整に当ることができる」のであれば、その経営者はもはや単なる専門経営者ではなくして、彼自身、すでになんらかの方法によって、議決権の多数を制しうるだけの大株主の地位を占めているのであり、したがってこの場合には、経営者は、単に各利害関係者もしくは大株主のためのみではなくして、むしろ自分自身のために、それぞれの利害調整を行なっていることになると考えられる。というのは、大株主は、他の一般株主、債権者、従業員、取引先などの各利害関係者が、企業にたいして一定の資本、用役、労働などを提供するのは、彼らがそれにたいする対価として一定の報酬を受け取るためである、いいかえれば彼らは、自分自身の利益のために企業にたいして資本、用役、労働

21 同 書，174ページ。

などを提供している、のとまったく同様に、企業にたいして一定の資本を提供しそれにたいして配当金その他の利得を得ている、いいかえれば大株主は自分自身の利益のために企業にたいして一定の資本を提供しているのであるから、経営者が、もしもなんらかの方法によってこの大株主の地位を占めることになったのであれば、彼は当然に大株主の性格をも受けついで、自分自身の利益のためにそれぞれの利害の調整を行なっている；すなわち経営者がそれぞれの利害の調整を行なうのは、それを行なったのちの自分自身に帰属する分け前をできるだけ多くしようとするためのものとなるように考えられるからである。

しかもこのように経営者が自分自身の利益のためにそれぞれの利害の調整を行なっているという考えは、右に仮定した経営者がなんらかの方法により大株主にかわって議決権の多数を制しているということを考慮に入れずに、もっぱら教授のいわれる「制度的企業体において想定する経営者は、企業の経営職能を担当する純粋の意味における経営者であって、企業の合理的経営とその成果発展に努力するタイプの人々である」²²ということのみを考慮に入れて考察したとしても、十分に成立しうるのはではないかと考えられる。というのは、教授は、経営者がそれぞれの利害の調整を行なうという役割のみを強調しておられるように受け取られるが、しかしこの経営者と経済関係をとり結ぶ他の株主、債権者、従業員、取引先などの各利害関係者は、前にも述べたように、究極には自分自身の利益のために経営者と経済関係をとり結んでいるのであるから、この経済関係の相手方である経営者のみが、ひとり自分自身の利益のことは考えずに、もっぱら各利害関係者の利害の調整のみを考えて行動しているということは、この経営者も他の各利害関係者ととともに、同じ人間であり、また同じ社会しかも同じ資本主義社会に生きているということを考慮に入れるならば、おそら

22 同書、174—175ページ。

く宗教あるいは道徳の領域以外においては、とうてい考えることのできな
いことからであるように思われるからである。いいかえれば経営者も他の
各利害関係者と同様に、同じ資本主義社会に生きている人間であって、み
ずからの個人的消費活動をいとなみ、またその豊かなることを願ってい
る凡庸の人間であるならば、他の各利害関係者がそれぞれ自己の利益のた
めに経済関係をとり結んでいるのであれば、経営者もまた同様に、自己の
利益のために、すなわち諸用役の授受およびその対価の受け払いの過程に
おいて、自分自身に帰属する経営者報酬などの分け前を取得することを究
極の目的として、経済関係をとり結んでいるものと考えることができるか
らである。

そこでもしもこのように考えることが許されるとするならば、経営者は
まさしく教授のいわれるように、「企業の合理的経営とその成長発展に努
力するタイプの人々」²³であって、つねに「企業の持続的安定化を計」²³って
行動しているとしても、それは、各利害関係者の利害の調整をはかること
のみを目的としてそうしているのではなく、むしろそれは手段であって、
究極には自分自身に帰属する分け前の安定と成長を目的として、すなわち
自分自身の利益のためにそうしているものとなるように考えられるし、ま
たそのように考えられる結果、企業体は、教授のいわれるように、株主、
債権者、従業員、取引先などのすべての利害関係者によって構成されてい
るものとするよりは、むしろ経営者あるいはそれを選任する大株主のみ
によって構成されているものとする方が、教授のいわれる「多くの経営
者は、株主すなわち所有主によって雇用せられ、あるいは少数株主グルー
プが実質的に経営者であるとみられる場合が多い」「近代的大企業におい
ては」²⁴、むしろ企業の現実の姿をより明確に示すことになるのではないか

23 同書，173ページ。

24 同書，174ページ。

と考えられる。

4 ところで最後にもう一つ、右の高松・阪本両教授と同様に企業体理論を主張しておられるのではあるが、しかしその理論の内容は右の両教授とはかならずしも同一ではないところの不破教授の見解について考察してみると、教授は、前にも少しく引用したように「わたくし自身は、今日の会計学的立場として、とくに主として資産会計の面における問題として主体を考え、ひとつの企業体理論の妥当性を信じているが、それは、近代企業における資本の固定化という、いわば企業の財産的基礎における特質のうち根拠をみいだしているのである²⁵」とされて、自己の企業体理論をつぎのように詳述しておられる。

「企業資産の多くが流動的なものであれば、その処分、換金による資本回収も考えられるし、ひとつの事業を終えて別の事業にうつるといふ資本の転用もありうるので、企業と資本主との関連は密接であって、会計主体として資本主の立場が現実²⁵に妥当し、それは、企業を会計単位とするという意味において企業会計ではあるが、内容的には資本主の消費経済、家計につながるものであり、そこでは、つねに消費経済への資本還元を考へての損益計算がおこなわれ、消費経済への還元価値、一般的経済価値としての貨幣資本が会計の対象となる。個人企業、組合企業に資本主理論が妥当するというのも、それらが、資本も大きくなく、いわゆる冒険取引の場合のようにはじめから一時的な企業として予想されるほどではないまでも、さした固定設備をもたないことが多いからである。しかるに、資本主義の発展は株式会社企業の発展とともに資本の巨大化と固定化とをもたらしたが、いまや、多くの大企業では、特定の生産種目のための龐大な生産設備を擁しているのであって、これを他の生産種目のために自由に転用したり、あるいは、これを処分して資本の回収を図るというようなことは、事

25 不破貞春『新訂会計理論の基礎』、1964年、207ページ。

実上困難であって、企業そのものは、おのずから、資本主の立場をはなれた別個の永続的な生産経済体としての本質をそなえるにいたっている²⁶。

したがってこの論述にしたがえば、企業資産の多くが流動的なものからなりたっている場合には、その処分、換金による資本の回収あるいは他の事業への資本の転用が容易に行なわれうるので、そこでは、資本主の立場が現実妥当して、会計はつねに資本主の消費経済への資本還元を考えて行なわれるものとなるのにたいし、資本主義の発展するにつれて、資本の巨大化と固定化をもたらして、龍大な生産設備を擁するにいたった多くの大規模企業においては、その龍大な生産設備を他の種目のために転用したり、あるいはそれを処分して資本の回収をはかることは事実上困難となるから、企業は、おのずから資本主の立場をはなれて、別個の永続的な生産経済体としての本質をそなえもつものとなるということになっている。

しかしながらこの場合注意しなければならないことは、ここにいわれている資本主とは、じつは他の事業へ転用するためかあるいは自己の個人的消費生活にあてるために、その投下した資本を回収しようとするのみを考えている資本主であって、その投下した資本を積極的に資本として機能せしめることにより、それから利潤を得ようと考えている資本主ではないということである。いいかえればこの場合の教授の説明からは、資本主とは、単に資本の所有者としてその投下した資本を企業の外部へ持ち出そうとするのみを考えている資本主という意味だけができて、資本の機能者としてその投下した資本から利潤を得るために、企業の内部にあってその運営に積極的にたずさわってこうとする資本主という意味は少しもでてこないということである。

しかしながらある一定の資産を所有するものをして真に資本主あるいは資本家たらしめる契機となるものは、じつはその資産を所有しているとい

26 同書、207—208ページ。

うことにあるのではなくして、(この資産を所有するということは、その所有者をして資本家たらしめる基本的前提ではあるが、しかしこの資産を所有して単にそれを蓄積しているだけでは、その資産は利潤あるいは利子を生まず、したがってその所有者を資本家たらしめることはできない) その資産を自分自身であるいは他人に貸し付けることによって、現実には資本として機能せしめることにより、それから利潤あるいは利子を取得するということにあると考えられる。したがってかかる考えにしたがうならば、教授のいわれる、単に企業資産を処分あるいは換金してそれを回収し、もしくはそれを他に転用しようとする資本主は、じつはその企業資産を現実には資本として機能せしめ、それから利潤を取得しようとする真の意味の資本主ではなくして、むしろかかる意味の資本主であることをやめて単なる資産の所有者に帰ろうとする人々であり、したがってそれは、むしろその企業の会計主体というよりは資本主個人の消費経済における家計主体として、自己の消費経済からその企業に投資した企業資産を、再び自己の消費経済へ回収しようすることを考えている人々という性格をもつものとなっているように考えられる。

ところが一般に主張されている資本主理論のもとでは、たとえば前述²⁷のヴァッター教授が「この体系のもとでは、資産は資本主の財産であり、負債は資本主の債務であり、そして会計の重点は、企業の運営から生ずる資本主財産の増加という意味における——利潤のうえに集中される」と述べまた阪本教授が「企業の所有主の見地に立つときは、企業会計の主目的は企業所有主に最終的に帰属する財産在高の算定、あるいは正味財産の増加高としての企業利益の算定におかれる」とか、あるいは「所有主理論に立つ限り企業会計は財産保全あるいは財産増殖のための管理を重点とし、経

27 『同志社商学』第17巻第6号、10ページ参照。

28 W. J. Vatter, *The Fund Theory of Accounting and its Implications for Financial Reports*, 1951, p. 2.

営活動の管理については、それが利潤獲得に役立つ限りにおいて重要視せられるのである²⁹と述べておられるように、資本主の意味は、もっぱら企業の運営から自己所有の資本にたいする増加部分としての企業利益を得ようとする、すなわち前述の、自己の所有する（あるいは他人から借り入れた）企業諸資産を現実には資本として機能せしめることにより、それから一定の利潤を取得しようとする資本主の意味に解されているのであって、教授のいわれるように、企業資産を処分あるいは換金して、それを自己の消費経済に回収しようとしたり、もしくは他の事業へ転用しようとしたりすることを考えている資本主の意味には解されていないのである。

そこでこの一般的な資本主理論の見解にしたがって、資本主の意味を自己の所有する（あるいは他人から借り入れた）企業資産を現実には資本として機能せしめることにより、それから一定の利潤を取得しようとする資本主という意味に解して、その企業資産の多くが流動的なものからなりたっている場合における、資本主の取得した利潤の計算について考察してみるとこの場合には、なるほど資産は資本主の財産であり、負債は資本主の債務であり、しかも資産と負債の差額は純財産であって、利潤はこの純財産の増加分として測定されることになるけれども、しかしその企業資産は、若干の貨幣を除けば、ほとんどが短期間のうちに販売されて容易に貨幣化する流動資産であるから、これらの諸資産は、その取得から販売にいたるまでのあいだに、インフレによる貨幣価値の下落の影響をうけて、その価格が騰貴するという程度はきわめて僅少であり、したがって利潤計算に際しては、自己の投下した貨幣資本をこえる増加部分をすべて利潤として計上したとしても、それによって自己の投下した資本の実質価値すなわち実質資本の維持がそなわれるという問題はほとんど起こらないし、またこれらの流動資産は、もともとそのほとんどがその使用を目的として取得

29 阪本安一、前掲書、55—56ページ。

したのではなく、その販売を目的として取得したものであるから、これらの流動資産そのものの生産事情、あるいはそれにたいする需要の増減にともなって発生する価格の騰落は、これを利潤計算の一要素とみなして、同じく自己の投下した貨幣資本をこえる増加部分をすべて利潤あるいはその減少部分をすべて損失として計上したとしても、それによって実質資本の維持がそこなわれるという問題の生ずることはないのである。いいかえればこのように企業資産の多くが流動資産からなりたっている場合には、貨幣資本の維持をこえてなおかつ維持しなければならない実質資本というものは（ほとんどあるいはまったく）存在しないのであるから、この場合には、貨幣資本にかわって実質資本の維持ということが問題になることは（ほとんどあるいはまったく）ないのである。

かくして右のような場合には、教授のいわれるように、資本主が自己の「消費経済への資本還元を考へての損益計算」、すなわち企業の清算を前提とした利潤計算を行なう場合においても、あるいは資本主が今後も引き続いて企業資産を現実に資本として機能せしめる、すなわち企業活動の継続を前提とした利潤計算を行なう場合においても、いずれもその方法は同一となって、利潤は自己の投下した貨幣資本をこえる増加部分として計上されることになる。

ところがこれにたいして、企業資産の多くが固定化した大規模な生産設備からなる大規模企業の場合においては、これらの諸生産設備すなわち固定資産は、もともとその企業内において、ある特定の使用価値を生産するためにそれを使用することを目的として取得したものであるから、これを他の使用価値を生産するために自由に転用したり、あるいは損失をこうむることなくして、これを処分あるいは換金し、それによって自己の投下した資本を回収しようとするとはまったく不可能な状態となっている。したがってこのことから、教授は、前述のように、かかる大規模企業の場合に

においては、「企業そのものは、おのずから資本主の立場をはなれた別個の永続的な生産経済体としての本質をそなえるにいたっている」と述べて、独自の企業体理論を主張しておられるのであるが、しかしこの場合、教授の主張される「永続的な生産経済体」とは、具体的にはいったいいかなる内容のものをいうのであるか、また「資本主の立場をはなれた」とは、具体的には資本主にたいしていかなる立場にたつことをいうのであるか、ということについては、教授のそれ以上の説明がないために、まったく推察によらざるをえないのであるが、しかしこの場合の資本主が、前述の企業資産の多くが流動的なものからなる場合と同様に、企業資産を処分あるいは換金し、それによって自己の投下した資本を回収しようとしたり、もしくはそれを他の事業へ転用しようとしたりすることを考えている資本主の意味であることは容易に想像されうるし、またこのように想像されうるがゆえに、かかる企業資産の多くが固定化した大規模企業においては、固定資産はもともとその企業内における使用を目的として取得したものであって、販売を目的として取得したものではないから、つねにその使用を前提とした、より詳しくいえば、その使用による生産活動すなわち企業活動の継続を前提とした利潤計算を行なわねばならないのであって、右に述べたように、これを処分あるいは換金し、もしくは他へ転用することを前提とした、いいかえれば資本主が企業の会計主体というよりはむしろ消費経済の家計主体として、つねに企業資産の消費経済への還元すなわち企業の清算を前提とした利潤計算を行なうということはできなくなっており、したがってかかる大規模企業においては、その利潤計算すなわち会計活動は、右のごとき「つねに消費経済への資本還元を考えて」いる「資本主の立場をはなれた」、それとは別個の「永続的な生産経済」すなわち企業活動を前提とした利潤計算すなわち会計活動が行なわれている、ということは容易に理解されうるのである。

しかしながら前にも述べたように、資本主の意味には、じつは右のように他の事業へ転用するためかあるいは自己の個人的消費生活にあてるために、その投下した資本を回収しようとするのみを考えている資本主のほか、さらにその投下した資本を積極的に資本として機能せしめることにより、それから利潤を得ようとするを考えている資本主の意味があり、しかもある資産の所有者をして真に資本家たらしめる契機となるものは、じつはその所有に属する資産をいつでも自由に自己の手元へ回収するということにあるのではなくして、それを積極的に資本として機能せしめそれから利潤を得よということにある。したがって、この場合の資本主の意味を、かかる資本を機能せしめてそれから利潤を得るものという後者の意味に理解して、企業資産の多くが流動資産ではなく固定資産からなる大規模企業の場合においては、はたして教授のいわれるように、「企業そのものは、おのずから、資本主の立場をはなれた別個の永続的な生産経済体としての本質をそなえるにいたっている」ということができるかどうかについて検討を加えてみると、企業資産の多くが固定資産からなる大規模企業においては、これらの固定資産は、がんらいその企業内においてある特定の使用価値を生産するために、それを使用することを目的として取得したものであって、それを販売することを目的として取得したものではないから、資本主は、なるほど教授のいわれるように、「これを他の生産種目のために自由に転用したり、あるいは」損失をこうむることなく「これを処分して資本の回収を図るというようなことは、事実上困難である」し、またかかる固定資産の転用あるいはその回収、すなわち企業の清算を前提とした利潤計算を行なうこともまったく不可能であって、彼は、あくまでこの固定資産の使用、すなわち前述の資本の機能を前提とした利潤計算を行なわねばならなくなっている。しかも資本主は、かかる固定資産の使用から永続的に利潤を取得しようとするかぎり、彼は、この固

定資産の耐用命数が終わるとただちにそれを再取得しなければならないのであるが、しかしこの固定資産の耐用命数は相当長期間にわたる使用のうちに終わるのが普通であるから、その再取得価格は、通常インフレによる貨幣価値の下落の影響をうけていちじるしく騰貴していたり、あるいは生産技術の改良がつねに行なわれているために、そのときの生産技術に応じた固定資産を再取得しようとする場合には、その再取得価格がまたいちじるしく騰貴していたりすることがあるので、このような場合には、資本主は、もはやこの固定資産を最初に取得したときの価格に相当する資本、すなわちその購入に必要な貨幣資本の維持のみを考えた利潤計算を行なうことは誤りで、むしろかかる固定資産の再取得価格に相当する資本、すなわち実質資本の維持を考えた利潤計算を行なわねばならないということが、資本主の立場からはあるいはいいうるかもしれない。

しかしながらこのことは、単にある大きさの貨幣を所有するものは、その貨幣を企業に投じてそれを現実に資本として機能せしめることにより、それから一定量の利潤を取得することができるが、しかしその貨幣でもって購入した諸資産がもしも流動的なものからなる場合には、その所有者であり機能者である資本主は、自己のはじめに投じた貨幣の大きさすなわち貨幣資本の維持をはかって、それをこえる部分をすべて利潤として計算することができるのにたいし、その購入した諸資産が固定的なものからなる場合には、彼は、自己のはじめに投じた貨幣資本をこえる部分をすべて利潤として計算することはできず、かかる固定的な諸資産すなわち実質資本の維持をはかって、それをこえる部分のみを利潤として計算しなければならない、ということを知っているにすぎないのであるから、いま資本主の意味を、教授のいわれるように、企業資産を「他の生産種目のために自由に転用したり、あるいは、これを処分して資本の回収を図るという」ことを考えている資本主という意味には解せず、企業資産を現実に資本と

して機能せしめそれから一定の利潤を得、しかもそれを継続的に得ようとすることを考えている資本主という意味に解するならば、企業資産の多くがたとえ固定的なものからなりたっている場合においても、それらはいずれも資本主の財産であり、また負債は資本主の債務であって、利潤はこの資産と負債の差額である純財産の増加部分で資本主に帰属するものとして測定されることになり、したがって会計の根本的な立脚点あるいは会計的判断の主体としての会計主体は、この場合においても依然として資本主であり、けっしてそれとは別個の永続的な生産経済体としての企業体そのものではありえないことになると考えられる。

いいかえれば教授は、資本主の意味を、もっぱら企業資産を「他の生産種目のために自由に転用したり、あるいは、これを処分して資本の回収を図るという」ことを考えている資本主という意味に解しておられるがゆえに、企業資産の多くが固定化して龍大な生産設備を擁することになると、教授にあっては、これらの生産設備は、これを他の生産種目へ転用したりあるいはその処分による資本の回収をはかることが事実上困難になるということのみが浮き彫りにされて、このような場合の利潤計算は、もはや資本主の立場にたつて行なうことはできないということが結論されることとなり、したがってかかる龍大な生産設備を擁する大規模企業においては、利潤計算はもはや生産設備の転用あるいは回収を前提としてではなくその継続的な使用すなわち企業の継続を前提として行なわれねばならないということは、教授にあっては、資本主とは別個の永続的な生産経済体としての企業体の立場にたつ利潤計算としてとらえられることとなっている。が、しかしこの永続的な生産経済体とは、資本主の意味を、もしも教授とは異なって、企業資産を現実に資本として機能せしめ、それから一定の利潤を得ようとすることを考えている資本主という意味に解するならば、それは、この資本主が、企業資産の多くが固定的なものからなる場合

には、それが流動的なものからなる場合とは異なって、その転用あるいは回収もしくはその販売を前提とした、すなわち貨幣資本の維持を前提とした利潤計算を行なうことはできず、その継続的な使用すなわち実質資本の維持を前提とした利潤計算を行なわねばならないということを意味するにすぎないものとなるから、この場合には、永続的な生産経済体は、もはや会計主体としては、資本主に対立する別個の存在となることはできない、いいかえれば教授のいわれる「永続的な生産経済体」とは、会計の対象（正確にはその一部）である企業資産が、流動的なものから固定的なものへと転化した場合には、貨幣資本の維持ということではなく実質資本の維持ということが考慮されねばならぬという説明にはなりえても、会計的判断の主体（正確には企業会計の実質的な担い手）としての会計主体が、資本主から企業体にかわったという説明にはなりえないと考えられる。

V 機能資本家理論の主張

さて以上にわたって考察してきたように、わが国で一般に行なわれている企業主体理論および企業体理論においては、なるほど会計主体としての「企業それ自体」の性格をいかにとらえるかという点については、各学者の見解はかならずしも同一ではないけれども、しかしこの「企業それ自体」を資本主からは独立した別個の存在であると認め、また「企業それ自体」がこのように会計主体となりうるのは、株式会社などの大規模企業の場合においてであって、個人企業などの小規模企業の場合においては、むしろ資本主が会計主体であるということを認める点については、各学者の見解はいずれも同一である。

個人企業の場合には、一般にその規模も小さく、また他人からの借入金も少なく、その必要とする資本の大部分は、資本主自身の所有する資本

でまかなわれており、しかも企業の経営は資本主自身によって遂行されているのであるから、この場合には、資本主は資本の所有者であると同時に資本の機能者である十全の意味の資本家として、企業の諸資産を自己のものとして、自己の利益のために自由に運営することができ、また自己の欲するときにはいつでもこれを自己の消費経済へ回収することができる。したがってかかる個人企業の場合においては、企業の会計主体は、それが人格的意味に解されようと、あるいは非人格的意味に解されようと、いずれをとらず資本主自身であって、それ以外のものが会計主体であるなどと考える余地は存在しない。

ところがこれにたいして、株式会社の場合には、一般にその規模が大きくて資産の多くは固定化しており、また企業の必要とする資本は、ひろく多数の出資者すなわち株主による小額ずつの出資によってまかなわれていると同時に、他人からの借入金も巨額にのぼっており、しかも企業の経営は、きわめて少数の人々によって遂行されているのであるから、この場合には、資本の出資者すなわち株主の大多数は企業の経営すなわち資本の機能からまったく遊離せしめられており、したがって彼らはその企業の資本の所有者ではあるけれども、しかしその企業の諸資産を自己のものとして、自己の利益のために自由に運営することもできなければ、また自己の欲するときにはいつでもこれを自己の消費経済へ回収するということもできない。そこでこの場合の株主と前の個人企業の場合の資本主とを、ともに資本主という同一範疇のもとにとらえるならば、この株式会社の場合においては、株主すなわち資本主は、もはや会計的判断の主体でもなければ、また会計活動の実質的な担い手でもないからして、この株主すなわち資本主をもって企業の会計主体であるということとはできず、したがって資本主理論は、この株式会社の場合にはもはや妥当しないという結論が導き出されることになる。

のみならず企業の経営すなわち資本の機能ということは、なるほど資本の所有を前提とするけれども、しかしその所有はかならずしも自己の所有であることを必要とせず、他人の所有であって単にその使用权を得ただけでも差し支えないのであるから、この後者の場合には、企業の経営すなわち資本の機能者は資本の非所有者としてあらわれ、しかも企業の経営すなわち資本の機能ということは、労働者をして他人のために役立つならんかの使用価値を生産せしめると同時に、それを手段として、自己のために剰余価値（利潤）を生産せしめるという一種の管理労働であるから、この資本の非所有者であって、しかも他人のために役立つならんかの使用価値を生産するために、現実に労働しているという点に重点をおいて考えるならば、企業の経営者ないし資本の機能者は一般の労働者と同様に一種の労働者とみなされ、ただ両者の違いは、後者の一般労働者が単に作業労働に従事するのにたいし、前者の経営者は指揮労働あるいは管理労働に従事するという違いのみとなり、したがって彼が一般の労働者をして生産せしめた剰余価値（利潤）のうち、自己に帰属する企業者利得部分は、彼の指揮労働あるいは管理労働にたいする報酬すなわち監督賃金として、一般の労働者にたいする賃金と同一の性格をもつものとみなされることになる。しかも企業の経営者ないし資本の機能者が、このように単なる指揮労働者あるいは管理労働者とみなされることになる、彼は、他の一般労働者と同様に、それ自身の独立した生産手段をもたないものとして誰かによって雇われねばならず、しかも株式会社の場合には、資本の所有者である株主は、そのほとんど全部がすでに企業の経営すなわち資本の機能からはまったく遊離せしめられた存在となっているのであるから、ここに、かかる株主に代わって、企業の経営者ないし資本の機能者を雇い入れ、これを自己の一機関としてその職務である指揮労働あるいは管理労働を遂行せしめるものとして、株式会社そのものすなわち「企業それ自体」が前面に押し出され

それが資本主からは独立した別個の存在として認められることになるとともに、さらには株式会社の規模が大きくて、その企業活動のいかんによって影響をこうむる利害関係者の数が多数にのぼってくると、この「企業それ自体」の社会的責任が極度に強調されることとなり、かくして「企業それ自体」の独立性あるいはその社会的責任性を認めて、株式会社などの大規模企業においては、この「企業それ自体」が会計主体であると主張する企業主体理論あるいは企業体理論が、次第に一般化されるようになってくる。

しかしながらこの企業主体理論および企業体理論が導き出される考察の過程において注意されねばならないことは、まず、個人企業の場合の資本主と株式会社の場合の株主とは、ともに等しく資本主とよばれているけれども、しかしその資本主としての性格すなわち資本家的性格はけっして同一ではないということである。前にも述べたように、個人企業の場合には、資本主は資本の所有と同時に資本の機能をも担当しているのにたいし、株式会社の場合には、株主は単に資本の所有を担当するのみにて資本の機能からは遊離せしめられている、いかえれば個人企業の資本主と株式会社の株主とは、なるほど資本の所有者という点では同一であるけれども、資本の機能者という点ではまったく異なっているからである。しかも資本を所有するということは、その所有者をして資本家たらしめる基礎的前提ではあるけれども、しかし単に資本を所有するというだけでは、その所有者は資本家となることはできず、それを現実に資本として機能せしめそれから一定の利潤を得るとき、はじめてその所有者は資本家となることができるのであるから、その所有者をして真に資本家たらしめる契機となるのは、資本の所有ではなくして資本の機能であるということになり、したがってこの資本の所有と資本の機能とが、同一人によって担当せられるのではなく、それぞれ別個の人によって担当せられることになっている株式

会社の場合においては、かかる個人企業の資本主をして真に資本家たらしめる契機と同じ役割を演じているものは、じつは単に資本の所有のみを担当しているにすぎない貨幣資本家としての一般株主ではなくして、それとは別個の現実には資本の機能を担当している一部少数の大株主などによる機能資本家であるということになり、したがってまたこの株式会社の場合において、かかる個人企業の資本主に対比せしめられるべき位置にあるものは、じつは前者の一般株主ではなくして後者の機能資本家であるという結果になるように考えられる。いいかえれば、企業主体理論および企業体理論のもとにおいては、大多数の一般株主は、じつは資本の機能からまったく遊離せしめられているにもかかわらず、彼らが資本の所有を担当しているすなわち資本の所有者であるというゆえをもって、彼らを、資本の所有と同時に資本の機能をも担当している個人企業の場合の資本主に対比せしめて、これらの株主は、資本の機能の一部に属する会計活動の実質的な担い手あるいは中心となって「会計上の判断を行ない、会計処理を行なう³⁰」ことができないからして、この株式会社の場合には、株主すなわち資本主を会計主体と考える資本主理論はもはや妥当しなくなっている、という論理の運びとなっているのであるが、しかしこの株式会社の場合において、個人企業の資本主に対比せしめられるべき位置にあるものは、じつは右に述べたように、一般株主ではなくして一部少数の機能資本家なのであるから、この機能資本家を個人企業の資本主に対比せしめて、資本主理論が妥当するかどうかについて考察しなければならないのである。そこでこの考えにしたがって論を進めると、この機能資本家は、個人企業の資本主とは異なって、資本の所有こそ担当していないけれども、しかし彼は、後者の資本主と同様に資本の機能を担当しており、したがってその機能の一部に属する会計活動の実質的な担い手あるいは中心となって「会計上の判断を

30 高松和男，前掲書，12ページ。

行ない、会計処理を行なう」ことができるのであるから、この場合には、かかる機能資本家を会計主体と考える資本主理論は明らかに妥当することになってくる。もっとも個人企業の場合の資本主は、資本の所有と資本の機能とを同時に担当しているのにたいし、この場合の機能資本家は、単に資本の機能のみを担当しているのであるから、両者を区別するためには、前者の資本主が会計主体である場合を資本主理論とよんでいるのであれば、後者の機能資本家が会計主体である場合は、とくにこれを機能資本家理論あるいは機能資本家説とよぶ方が、より適當であると考ええる。

なお、つぎに注意を要すると思われる点は、資本の機能ということは、他人のために役立つなんらかの使用価値を生産せしめるという一種の管理労働である面をもっているから、この管理労働という点に重点をおいて考えるならば、機能資本家は、他の一般労働者と同様に一種の労働者として企業体によって雇用され、その一機関として管理労働に従事するということになり、したがってまた彼の取得する企業者利得は、かかる管理労働にたいする報酬として一種の監督賃金とみなされることになるが、しかしこの機能資本家の行なう管理労働は、他の一般労働者の提供する労働とともに、等しく労働ではあっても、つぎの点でその性格を異にするということについてである。

すなわち一般労働者の提供する労働は、それによって社会的に必要な諸種の使用価値を生産するとともに、また価値をも生産しているが、しかしこの機能資本家の行なう管理労働は、なるほど使用価値の生産に寄与している面もあり、したがってそのかぎりでは、価値をも生産しているけれども、しかしこの労働の特質は、このような使用価値の生産という面にあるのではなく、それを手段として剰余価値すなわち利潤を占取し、それから利子を支払った残りの企業者利得を自己が取得するということにあるから、そのかぎりでは、なんらの価値をも生産していない。のみならず、前

者の価値を生産する労働にたいして支払われる賃金は、その大きさが、労働力の価値すなわち一般労働者の生存維持に必要な諸生活資料の価値によって定まっているのにたいし、後者の価値を生産しない部分に関する管理労働にたいして支払われるいわゆる監督賃金は、その大きさが、右のような労働力の価値によって定まっているのではなく、もっぱら占取した剰余価値の量、すなわち利潤の大きさにによって定まっているのである。

したがってこの機能資本家が担当している資本の機能を、単に管理労働としてとらえ、またそれにたいして支払われる報酬を、単に監督賃金としてとらえることは、この機能資本家の行なう労働を、他の一般労働者の提供する労働と同じように、単に使用価値を生産するために必要な労働で、しかもそれは高度の熟練を要する指揮労働であるとしてのみとらえることになるとともに、またそれにたいする報酬も、それが高額であるのは、彼の行なう労働が高度の熟練を要する指揮労働であるからだ、としてのみ説明されることとなって、この機能資本家の行なう労働が、じつは一般労働者の提供する労働と同じように使用価値を生産する労働であると同時に、一般労働者から剰余価値すなわち利潤を占取するための労働であり、したがってそれにたいする報酬も、じつは熟練労働としての指揮労働にたいする賃金部分のほかに、さらに一般労働者から占取した剰余価値の分け前部分が含まれており、したがってこの機能資本家にたいする報酬と一般労働者にたいする報酬とのあいだには、単に熟練労働にたいする賃金と不熟練労働にたいする賃金との差以上の開きが生じていることを不明にする結果になると考えられる。のみならず、このように機能資本家を単なる管理労働者あるいは企業体の一機関としてとらえることによって、企業体あるいは株式会社自体を前面に押し出して、しかもその社会的責任のみを強調することは、現在の株式会社においては、社会的規模において必要とされる使用価値の生産が、社会的規模における資本と労働とを結集することに

よって行なわれているにもかかわらず、その使用価値の生産が、じつは一部少数の機能資本家が企業者利得を取得するための一手段であるにすぎない、いかえれば企業の社会的責任は、じつは営利のための一手段であるにすぎないという事実を不明にする結果になると考えられる。

ところで以上においては、機能資本家がみずから管理労働に従事しているものと仮定されているが、しかし株式会社の規模が拡大して、管理労働の領域が量的に増大し質的に複雑になってくると、機能資本家は、その管理労働の一部または全部を自己の代行者すなわち専門経営者に委譲することになる。したがってこの場合には、専門経営者は、なるほど剰余価値（より正確には企業者利得）の占取のために管理労働を行なっているけれども、しかしそれは自己のためではなく機能資本家のために行なっているのであり、したがって機能資本家の取得する企業者利得は、かかる専門経営者の行なう管理労働にたいする報酬すなわち経営者報酬を支払った部分だけ減少することになるし、またその管理労働にたいする報酬額は、専門経営者が機能資本家のために取得した企業者利得の大きさによって定まることになるとともに、その専門経営者にかわるべき他の専門経営者がいるかないか、またいるとすればそれが多数いるかないかなどによって、ずいぶん異なってくることになる。